ロ　特定店頭オプション取引の取引期間及び期限を、顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとすること。

第百二十三条第三項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、「係るもの」の下に「又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るもの」を加え、同条第四項中「又は同項第三号」を「、同項第三号」に改め、「限る。）」の下に「又は同項第四号に掲げる取引」を加え、同条に次の一項を加える。

6　第一項第二十一号の四の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

第百四十三条第二項中「店頭金融先物取引」の下に「又は第百十六条第一項第五号イに掲げる取引」を加え、同条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号」に改める。

第百四十五条第二項中「第百四十三条第三項」を「第百四十三条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十五年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に次の各号に掲げる取引につき業務を行っている金融商品取引業者等（金融商品取引法（以下「法」という。）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次条において同じ。）については、この府令の施行の日（同条において「施行日」という。）から起算して四月を経過する日までの間は、当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新令」という。）第百十七条第一項第二十九号ハ又はニに掲げる取引　同号並びに同条第十七項、第十八項及び第二十項

二　新令第百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に該当するものに限り、これに類似する新令第百二十三条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に該当するものに限る。）　新令第百十七条第七項、第八項及び第十項並びに第百二十三条第三項及び第四項

三　店頭デリバティブ取引（新令第百十六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものに限る。）　新令第百四十三条第二項

第三条　この府令の施行の際現に新令第百二十三条第六項に規定する特定店頭オプション取引につき業務を行っている金融商品取引業者等については、施行日から起算して四月を経過する日までの間は、同条第一項第二十一号の四の規定は、適用しない。

第四条　この府令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○外務省告示第二百三十一号

平成二十三年十二月十九日にリスボンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約について、ポルトガル共和国政府は、同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国政府はこれを平成二十四年四月二十六日に受領した。我が国政府は、平成二十五年六月二十八日に同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、ポルトガル共和国政府はこれを同日に受領した。よって、同条約は、その第二十八条1の規定に従い、平成二十五年七月二十八日に効力を生ずる。

平成二十五年七月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十二号

日本国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の受諾書を平成二十五年六月二十八日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。

よって、同条約及び同議定書は、同条約第二十八条3及び同議定書第九条3の規定に従い、平成二十五年十月一日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約及び同議定書の規定に基づいて次の宣言を経済協力開発機構事務総長に通告した。

1　条約第二条2の規定に基づき、我が国については、条約が適用される現行の租税を次のとおり

(1)　附属書Aに掲げること。

条約第二条1ａｉ（所得又は利得に対する租税）

所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税

(2)　条約第二条1ｂⅲＡ（遺産税、相続税又は贈与税）

相続税、贈与税

(3)　条約第二条1ｂⅲＢ（不動産に対する租税）

地価税

(4)　条約第二条1ｂⅲＣ（付加価値税、売上税等の一般消費税）

消費税

(5)　条約第二条1ｂⅲＤ（個別消費税等の物品及び役務に対する特定の租税）

酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税

(6)　条約第二条1ｂⅲＥ（自動車の使用又は所有に対する租税）

自動車重量税

(7)　条約第二条1ｂⅲＧ（その他の租税）

登録免許税、電源開発促進税、印紙税、地方法人特別税

2　条約第三条1ｄの規定に基づき、我が国については、「権限のある当局」として、次の者を附属書Bに掲げること。

財務大臣又は権限を与えられたその代理者

3　条約第四条3の規定に基づき、我が国が条約第五条及び第七条の規定に従い我が国の居住者又は国民に関する情報を提供する前に、我が国の当局が我が国の法令により当該居住者又は国民にその旨を通知することがあること。

4　条約第三十条1ａの規定に基づき、条約第二条1ｂｉ、ii及びivに掲げる区分に属する他の締約国の租税に関するいかなる形態の支援も行わない権利を留保すること。

5　条約第三十条1ｂの規定に基づき、条約第二条1ａⅲ並びに同条1ｂⅲＢ、Ｄ、Ｅ、Ｆ及びＧに掲げる区分の租税に関し、租税債権又は行政上の罰金の徴収における支援を行わない権利を留保すること。

同条約及び同議定書の締約国は、平成二十五年六月十八日現在、次のとおりである。

同条約の締約国

アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、アゼルバイジャン共和国、ベルギー王国、ベリーズ、コスタリカ共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、グルジア、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、アイスランド共和国、インド、アイルランド、イタリア共和国、大韓民国、マルタ共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポーランド共和国、スロベニア共和国、スペイン、スウェーデン王国、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

同議定書の締約国

アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、ベリーズ、コスタリカ共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、グルジア、ギリシャ共和国、アイスランド共和国、インド、アイルランド、イタリア共和国、大韓民国、マルタ共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポーランド共和国、スロベニア共和国、スペイン、スウェーデン王国、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

外務大臣　岸田　文雄

平成二十五年七月三日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）